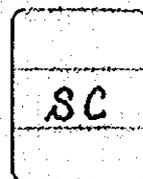


秘

対サウジアラビアIDミッション討議記録

昭和51年2月25日~3月11日

国際協力事業団
企画調査調整部



國際協力事業團

昭和五十八年八月二十九日

國際協力事業團	
受入 月日	'84.8.29
登録No.	14314
	319
	236
	PL

3) アナニ計画省局長	44
03) ターン・キイ方式について	45
附表	47

調査日程

2月23日(水) 東京発 (PA001便)

26日(木) カラチ着

カラチ発 (PK741便)

ジェッタ着

2月27日(金) 調査打合せ (於大使館)

鈴木大使、多田公使、高野書記官

I.D. ミッション

ジェッタ発 (SV720便)

リヤド着

2月28日(土) 計画省 次官補 Dr. Faisal Bassir

総務局長 Dr. Faisal Anani

Mr. Fawaz Pharaon

2月29日(日) 教育省 技術教育局長 Dr. Mohamed

H. Mutabagami

計画省 Mr. Pharaon

電気通信省 技術局長 Mr. Sayed O. Safdar

計画省 Mr. Pharaon

2月29日 (日) 石油 礦物
資源省

測量 空

技術局次長 Mr. Taha Krimly

Geodetic Expert Mr. M.R. Bari

計画省 Mr. Pharaon

3月1日 (月) 労働省

次官 Dr. Mohamed

Ali Feyez

計画局 Anani 局長

Mr. Pharaon

教育省

次官補 Prince Mohamed

A. Faisal

技術教育局長 Dr. Mutabagani

計画省 Dr. Anani 局長

Mr. Pharaon

電力 業省

電力供給局長 Mr. Abdullah Syatta

計画省 Mr. Pharaon

計画省

総務局長 Dr. Anani

3月2日 (火)

農 業
水 利 省

次官 サーテイ

計画省 Dr. Anani 局長

商 業 省

次官 ハムデン

消費者保護局長 Mr. Salah
R. Alowgin

計画省 Anani 局長
Mr. Pharaon

3月2日(火) 電 信 着 大臣表敬

次 長 Dr. Faasil Zaidan

計 画 省 Anani 局長 Mr. Pharaon

計 画 省 総務局長 Dr. Anani

リヤド 発 (SV105 便)

ジェット 着

3月3日(水) 石 油 省 次 官 補 Asadohi (銚 物 資 源 省)

在 米 国 大 使 館 商 務 担 当 ダニエル 参 事 官

討 議 報 告 (於 大 使 館)

鈴木大使、多田公使、野口参事官

高野書記官、徳永書記官

I.D. ミッション

3月4日(木) ジェット 発 (SV830 便)

リヤド 着 計 画 省 Mr. Pharaon :
打合せ

3月5日(金) 資料整理

3月6日(土) 教 育 省 技 術 教 育 局 長 Dr. Mutabagani

計 画 省 Mr. Pharaon

計 画 省

US-SAMDIARABIA Joint Commission for
Economic Cooperation Director-General
Mr. Morgan
Mr. McArthur

3月7日(日) 大蔵省, 計画省

3月8日(月) リヤド発 (SV145便)

カイロ着

3月9日(火) カイロ発 (JL472, JL718便)

3月11日(木) 東京着

2. ミッション構成: (団長) 国際協力事業団

田中常雄
企画調査調整部長

阿部英樹
企画課職員

----- 通商産業省

山梨泉一
技術協力課長

3. 討議内容

(1) 計画省関係 2月28日

サ側出席者 計画省 Faisal Bassir 次官補
Faisal M. Anani 局長
Mr. Fawaz Pharaon

日本側出席者 ID.MISSION
徳永一等書記官

1) 当方より合同委は非常に有意義な協議で、日本側としてはその結果を高く評価していると述べた。

2) 当方より本J.D. MISSIONはナーゼル大臣の要請により来サした旨述べた。

3) 当方より現段階において協力しうる可能性のある適当な分野として別添(1)リストを手交し、この分野に関し関係各省と協議を行うと述べた。

4) 当方より日本の協力の適当なる分野を確認し、かつ実施に移す爲に有償協力のスキームについても意見を交換したい旨述べた。

5) 各個別案件について

イ. 電気通信網マスタープラン作成

当方より技術顧問と教官の派遣につき提案したところ、Bassin次官補より、具体的問題については関係省と協議してもらいたい、技術顧問については計画省に派遣をする事を検討してもらいたい旨発言があった。

ロ. 電力供給マスタープラン作成

当方よりマスタープランの作成に我が国は協力する用意がある旨述べた後いずれの国が全国的規

模のマスタープラン作成に協力することとなっているか問うたところ、先方はこれに答えず、現在アラムコが東部地域（*East Coast*）につき地域的なプラン作成に入っている、アラムコは純粋にサウジアラビアの会社であり、本件は私的契約であると述べるとともに、日本が地域的なプランの作成に関心を持っている事は分かったので、詳細については関係省と話し合いをして貰いたいと述べた。（地域的プラン作成にわが国が協力し得る余地はあり得るとの感しよくを得た。）

ハ、非金属探査

当方より3月中旬に *Contact Mission* を派遣し、サ側と今後の協力の具体的問題につきつめる予定であると述べたところ、先方はこれをアフレシエイトすると述べた。

ニ、リヤド電子工業高校

本件については、わが方の覚書のラインに沿い、わが方の見解を述べ、同覚書英文でを手交した。これに対し、先方は具体的金額を記した本提案に関心を示し、教育省と具体的にづめてもらいたい

旨述べた。

ホ. 建材等標準化

3月に調査団が来サレ、SASのと具体的問題につき話し合いに入る旨述べたところ、先方は日本側の提案をアプレジエイトすると述べた。

ヘ. 職訓センター

わが方よりリヤド職訓センターに対する数名の専門家の任期終了後の継続協力につき質問したところ、先方は任期終了時期を確認するとともに、話題をリヤド職訓センターから、直ちに総合職訓センターに移し、同センターの構想はサ国にとって重要である旨力説した。それに対しわが方より総合職訓センターの内容が明確でなく、関係省と今後話し合いを進めて貰いたく、日本側の協力を要請したい旨述べた。

先方より、明日29日労働省次官と会談を行うと聞いているが、労働省独自で結論を出すことは不可能で、大蔵省との協議を経た上で、センター設置は正式に決定される旨補足説明があった。

ト. ルブ・アル・ハリ砂ばく地図

当方より専門家チームを派遣する旨提案したところ、先方は、それを了とするとともに、都市農村省等は他の地域の地図作成にも関心を有しており、桐故ルブ・アル・ハリのみが対象地域となったのかと疑問を提起し、他地域に対する協力の可能性を検討を希望する旨発言があった。

なお、調査団の来サの際には必ず、計画省を訪問してもらいたい旨強い要請があり、これは全ての調査団にあてはまると付言した。

子、乾燥地農業開発

本件については、わか方の協力方法に関し、農業水利省と意見を交換する予定であると述べたところ、先方より「第二次5ヶ年計画には、二つの大きな柱がある。第1には電気代を現在の半額にすること、第2に、水の価格を現在より半額にすることである。わか国は水が無いと云うわけではなく、問題は水の供給方法の技術とマネジメントが不十分であることにある。水利部門においては、水をいかにしたら都市地域に供給しうるかにつき第1の関心を有しており、農業との関連にお

ける水利はその後の問題として考えているので、この分野における協力の可能性も農業水利省と話し合ってもらいたい旨発言があつた。これに対し、当方よりはサ側の意向は本国政府に依える旨述べておいた。

リ、水産高校

わが方より教育省と協議する意向だが現段階では、サ側の考え方についての情報が不足しており、これをつめていくに際し、場合によってはコンサルタントを紹介する等本件協力の方途につき検討することを考えている旨述べた。

ヌ、研修員受入

当方より、現在のまでのところ、数十人のサブジアラビアンを集団又は個別研修に招請し、上記の分野のみならず、各分野において研修機会を与えたい。又、現在も 트레이ディング中であることを述べたところ、サ側は極めて強い関心を示すとともに、韓国と仏の事例を示し（いずれも韓国語、仏語で実施とのこと）、研修は英語による菓を希望しているとの発言があつた。これに対し、当方

は、わが国は研修を原則として英語で行っている旨説明した。

なお、先方は経済計画コースに参加した職員の場合を示し、良い研修を受けたので、今後もこうした研修を継続させたいと強調し、研修リストをなるべく早めに提出してほしい旨つけ加えた。

6) 先方より石油化学と還元鉄に関する進捗状況につき照会越したので、当方より、これらの案件は当方 Mission の *Scope of work* 外の問題である旨述べるとともに、大使館に現在まで到達している情報の一端を紹介したところ、石油化学と鉄は *one set* の問題であり、還元鉄のみと切り離して話し合いを進めることは出来ないか、いずれにしても本件は大臣マターである旨述べたので、当方としてはこれを聞きおいた。

7) 当方より本 Mission 滞在中に有償協力の仕組みにつき、つめた話し合いをしたい旨述べた。これに対し先方はこれは簡単な事であり、必要な時にはサ側は日本側に必要金額を供出するから、これにとらわれるより日本が何に協力し得るかを決定する事が大

事であると述べた。これに対し、当方は協力し得る分野の確認とそれを *workable* にしうる仕組みは表裏一体のものであり、さたびの滞在中に、出来る限りサ側のこの問題に対する考え方を知りたい旨述べたところ、先方は、日本側より具体案を出してもらえば、それを大臣にあげ決定する旨述べた。

わが方より具体案を提出するには米サ協力の現状が参考になるので、これに関する情報がほしい旨要請したところ、先方は米サ合同委員会事務局のサ側のしかるべき担当者を近日中に紹介するべく努力する旨約した。

8) サ側は日本が協力しうる分野の設定につき、きわめてあせっている模様であり、日本側から可及的速やかに具体的提案がなされる事を要望していた。又、サ側は、各案件をすすめるにあたって調査団のみをくり返し派遣する事は努めて避けてもらいたい旨強く要請してきた。

今度の会談を通じ、先方はしばしば計画省を通じ関係各省と個別に話しを行ってほしい趣きの発言があり、日本との技術協力の進展については *well-*

informed されたいとの意向がありありと感知
された。

(2) リヤド電子工業高校 (そのノ)

サ側出席者 教育省 ムタバガニ技術教育局長

計画省 Mr. Pharaon

日本側出席者 ID Mission, 徳永書記官

当方より本件に関するメモランダムを手交し、要点
を説明したところ、先方はサ側がプロジェクトの縮小
案作成を依頼した事実はなく、50年10月29日及
び51年1月の会談においても日本側は原案は *Exa-*
gerate されたものであると説明したから、余計な機
材は削除してくれと述べた次第である。したがってメ
モランダム第2項に書いてある如く、原案が本件計画
に *Indispensable* かつ *Adequate* なものであると日
本側が考えているならば、サ側としてはそれをベース
に物事を考えることにいたしたい。サ側は原案を検討
し、そして必要とあらば自分自身の改訂案を作成する
意向である。その為には今後2ヶ月の期間を必要
としよう。改訂案は当初案 18億円以上になるかもし
れないし、又、それを下まわるかもしれない。サ側は、

さらに10月29日のミニッツにふれ、日本側にグラ
ンドベースで機材供与を依頼した事実は一度もなく、
これは日本側の提案にすぎない旨強調した。

これに対し、当方より日本側は機材を2億円供与す
る用意があるが、これを受ける意志があるかないか確
証したところ、サ側は本件機材の供与については異疑
はない旨述べた。

次に当方より日本側が機材2億円を供与し、サ側が
残部を負担する場合、いかなる形の入札を考えている
か質問したところ、先方は「これには二つの形があり
得る。一つは全額をサ政府の名においてリヤドでサ政
府が入札を実施する方法と他の一つは東京において全
額をサ政府の名においてJICAが入札を行う方法で
ある。いずれの場合でも日本が2-3のdealerを幹
旋してもらいたい。そのdealerはメーカーであっ
てはこまる。機材の受注、運搬、据付及び1年間にわ
たる maintenance を全て引き受けてくれる総合的
な function を持つ dealer を望む。又、そのdealer
は設計、建設についても Main Contractor となり、
それぞれ関連会社とサブ契約とする形が望ましい。」

と述べたので、当方より、そのような *main contract* を
なし得るものとしては総合商社があるが、この問題に
ついては、さらに検討を要すると述べた。

さらに、当方より、日本側供与機材について、ま
だ政府の名により入札をする事には種々問題がある
と述べたところ、先方は、その問題については *flexi-*
ble な態度を取り得る旨述べた。

最後に先方は、本件プロジェクトの遂行に当つては、
全て *Turn-Key* 方式を取りたい旨強調し、しかもこ
の方式を実施する業者は一本であることを強く望んだ。

(3) ルブ・アル・ハリ砂はく地図。

石油鉱物資源省
航空測量局 Mr. Talia Krimly
2月29日 Geodetic Expert Mr. M. Q. BARI
計画省 Mr. Pharaon
ID Mission 徳永書記官

わが方より *contact mission* を派遣する予定であると述べ、その内容を説明するとともに、空中偵察を行いうるための *facility* をサ側経費負担で提供方を検討してもらいたい旨要請した。

また、当方よりヤマニ大臣の本件日米側協力に関する最終的な承認が裁可されているや否かを尋ねたところ、先方は同大臣の決裁は未だおりておらず、ルベーン局長も外国旅行中なので、最終決裁の見通しについては現段階では述べる事は出来ないが、本件協力の方向について異論が出るとは考えられない、したがって *Contact Mission* は派遣してもらって結構であり、その *Mission* と今後の問題については十分協議してみたいと考える。又、ル局長が帰国次第（3月中旬）至急正式な見解をまとめることにしたいと述べた。なお、

空中偵察については、早速、計画者が国防航空省と調整し、その結果を大使館に通報する旨述べた。

当方より、我々はサ側より正式に要請があつて初めて協力を行うスタンスをとっているので、サ側よりの正式要請を至急大使館に提出してもらいたい旨要請したところ、サ側はそのラインに沿って処置する旨述べていた。

わが方の質問に対し、サ側は同国の地図作成作業の現状につき、シジャース地方とアシール地方は作業が進んでおり、その両地域の中間地域と東部地域については一般コンサルタントに国際入札を近日中にさせる意向であり、ルブ・アル・ハリ地方は日本政府に実施してもらいたい考えである旨述べた。

当方よりサ側の計画進行するためのスケジュールについてただしたところ *Contact Mission* が3月から約1ヶ月間派遣された場合、当国の気候等を勘案すると、夏季は調査に不適當なので、S/W案の確認と合意を目的とする次のミッションは9月下旬に、次の事前調査を11月下旬から3月末にかけて行う事を期待する旨述べた。これに対し当方より、この点に関して

は *Contact Mission* と十分意見を交換してもらいたいと述べた。さらにサ側よりルフ・アル・ハリ案件とは別に当省の地図作成技術を向上させるための専門家の派遣と研修員の受入れに関し、政府レベルの協力を求め、本件は既に日本側に提案済みである旨述べたので、当方より少くともわが方は、ルフ・アル・ハリ案件に関連して派遣される専門家が地図作成を実施すると同時に、その作業に従事しているサ側職員を訓練することになると了解していたと述べたところ、サ側はルフ・アル・ハリ案件もさる事ながら、サ国の地図作成全般についての訓練を希望している。期間は少くとも5年間（この間専門家が交替してもよい）で、数は3名で、費用は全額サ側が負担するという概要を述べ、近日中に正式に大使館に文書をもって要請する旨述べた。これに関連し、サ側は他の案件でパキスタンより専門家を有償ベースで受入れているが、その方法はサ・パ両国政府間で取り決めを結び、実際の費用の支出はサ国内において専門家に直接支給している旨付言した。

最後にわが方より *S/m* 作成調査団までは無償で、そ

の後の調査以降は有償ベースと考えていいかと確認したところ、そのとおりである旨述べた。

リヤド電子工業高校（その2） 3月6日

サ側出席者 教育省 ムタバガニ 教育技術局長

計画省 Mr. Pharaon

日本側出席者 ID ミッション

当方より、メモランダムを手交し、改めて我が方の考え方を説明した。これに対し、サ側は日本側に対し機材の改訂リストを要請したことはない。むしろ日本側から *Original* リストが *Exaggerate* ある、いは *too idealistic* であると言うから、余分な物を落そうという話しになつたのであり、日本側がもしオリジナル・リストが *indispensable* が *adequate* であると云うならばそのリストをベースに検討を進めたいと述べた。サ側はさらに今後のスケジュール及び考え方に関し、次のとおり述べた。

1) サ側はコンサルタント契約の原案を検討中であり、サ側の反対提案を約1週間後に日本大使館に通知する。サ側にはこの種契約に関し、スタンダードな考

方があり、それに基づく新提案である。日本側はそれを検討し、必要経費も含んだ最終提案を作ってもらいたく出来る限り早く調印にもち込みたい。

まず、その契約に基づき建物のデザインが出来上れば専門家とともに機材の部屋別割りふりの案を作成することが出来る。

2) サ側は機材のオリジナル・リスト検討に約1ヶ月を要する見込みであり、その結果を日本大使館に通知する。

3) 機材の発注の仕方は次のようにいたしたい。

(イ) 総額中、日本供与分は東京でJICAが発注する。JICAが発注する機材は当地で面倒な据付を要しない小物である事を期待する。もし据付を要する機材であるならば確実に他の機材の据付時期と責任をもつて合せてもらいたい。

(ロ) 残りのサ側が負担する部分はリヤドで入札を行う。日本側より志札する業者(ディーラー)を4~5社斡旋してもらいたい。この業者の契約は二つの形が考えられる。第1には機材のみならず、建物を含め全てターン・キーで行う形である。オス

の形は、機材のみの契約を行う形である(据付、アフターケアを含む)。前者は機材の据付と建物完工のタイミングをいようと合せるメリットがあり、サ側としては前者を望んでいる。契約はサ国政府と業者間の契約であり、経費は直接業者に支払われる。

(イ) これらコンサルタント及び業者には、当然の事ながら免税等の特権は与えられない。

(ニ) 将来、両国政府間で協定を締結せねばならない事は心得ている。

(ウ) 新総合職訓センター 3月7日

サ側出席者 労働省・フアイズ次官
計画省 アナニ局長 フラオン

日本側出席者 I.D ミッション 徳永書記官

当方の質問に対しサ側は、新総合職訓センターの全ぼうに対し次のとおり説明した。

「5カ年計画の中で職訓センターは総数18センターを考えており、そのうち大型センター3カ所、中型2カ所である。その他 mobile center を約

ノカ所考えている。センターは、純粹に新設のもの
と既設センターの拡大のものがあるが、大型の典
型的なものとしてリアドに収容生徒数約1000人
設備は全て *Self-contained* (校舎のみならず、
スタッフの宿舎等も含む) のセンターの新設を考え
ており、中サイズのものは生徒数約500名のもの
あるいは2~300名のサイズであり、大型の設置
場所としては、リアド、ジェツダ、ダンマンで、中
型はアブハ(拡大)及びアルジュベール(新設)に
設置される。大型センターの構成としてはラジオ部
門、テレビ部門あるいは自動車整備をはじめとして
その他の部門をもつものである。今日現在開催され
ている米サ合同委員会においてサイモン長官はこれ
らセンターとターンキイ方式で設立することにつき、
具体的な提案をしており、これらセンターの設立全
般については、米園政府が協力することとなる。う。
しかし、米園提案の内容をさらに検討せねばならな
いので検討結果がわかるまでには約2~3カ月を要
するものと思われる。日本に対しては米園がター
ンキイ方式で対応する各センター内でラジオ部門、テ

レビ部門、ししかすると自動車整備部門の協力の可能性を考えており、日本側の提案があれば歓迎する次第である。協力内容については、専門家の派遣、機材の選定及び研修員の受入れ等が考えられる。サ側より本センターに関し、日本側がターンキーベースで設立してもらいたいと要請したことはない。」

わが方より、日本側の協力の可能性を検討するにも、米側がいかなる提案をしたかわからぬは検討の余地はない、たとえば事前調査団を現在派遣したとしてもセンターの建物のサイズ、スペースその他が全然わからぬは意見をまとめようもない。従って、今後2~3カ月たち、米側とサ側との間でセンターの構想の最終案ができた段階で初めて検討することとなる、と述べた。

当方より、これらの部門に対する日本側の協力はG-Gベースの協力を望むかあるいは民間の手によるものを望むかを問うたところ、先方は前者を希望すると述べ、さらに「そうかといっても日本政府部門に *manufacturer* がいるわけではないことはわかっている、日本の *Expert* の中には民間の技術

者が含まれることとなる」と述べた。

(5) 電力供給 3月7日

サ側出席者 工業電力省 アブドフラ・シヤツ局長
電力供給局

計画省 フアラオン

日本側出席者 1. D. ミッジョン 徳永書記官

当方より、ナショナル・レベルのマスタープランの現状につき問うたところ、先方は、同マスタープランは米國政府が行なうことになっていると述べた。さらに当方より、地域レベルのマスタープランの現状につき問うたところ、先方は「同マスタープランについては、英國の民間コンサルタントが全国10地域につき *Engineering work* を行なっている。その *Work* の内容は地図作成、*Civil work* の *layout Guide line* 等であり、これらは将来、入札を行なうに際して必要な *data* 及び *information* を提供するものである。4地域のうち2地域（ジザン及びハルジ）については、2カ月前に *tender* に出しており、残りの2地域（アシル及びアブハフラト）については、2〜3カ月後に *Tender* に出される予定である。これらは、国際入札である。日本の

企業もすでにお札を開始しており（関東電気工事、大林組、また、若干の企業が関心を示している（新潟エンジニアリング、藤倉電線、三菱系会社）。）」と述べた。

当方の質問に対し、先方は、「残りの6地域については、6月末から始まる新会計年度中に考える予定であるが、はたして新会計年度中に6地域全てを行なうか、1～2の地域のみになるかはわからない。まず行なうことは、当該地域のエンジニアリングワークにつき国際入札を通じ、契約を作ることであり、お札者は民間企業、政府、政府関係者を問はない。」と説明した。

なお、先方より前記タカ所についての契約の内容は、設計、建設、全てを含むターンキー方式のものである。入札公示より入札締め切りまでの期間は3カ月を予定しており、サ側は3カ月があれば、現地調査、Tender Documentの作成に十分であるとの考えを示した。

(4) 教育省関係 3月/日

サ側出席者：教育省 次官補 モハメッド・ムハメッド・ムハメッド 殿下

教育省 ムタバガニ局長

計画省 アオニ局長、ファラオン

日本側出席者 J.D. ミッション 総 永 書記 官

当方より、両案件に関し、簡単に説明したところ、先方は、電子工高に関し、両国間で見解の相異があると聞いているが、お互いに協力する意思さえあれば問題は容易に解決しよう、サ側は必要経費につき、支出する意向であるから、この点は問題はない。むしろ問題は、本当に *functional* な高校を設立することであり、そのため努力してもらいたい。水産高校に関しては、ムタバガニ局長と、さらに話しあってもらいたい(同殿下は水産高校に関しほとんど知識がない模様であった)と述べた。さらに同殿下より、教育省としては各地の学校にラボラトリーを新設するため努力しており、その機材の発注のためしばしば *open tender* を行なっているか、世界各国の業者から志札はあるか今日まで日本の業者が志札したケースがない。日本政府としてもサ国教育省に協力してくれるならば、日本の業界に対し、かかる入札に対しより積極的に志札するよう説得してもらいたい」と依頼があった。これに

対しわが方より、わが国は自由企業の原則を保っている
るので、政府より各企業に積極的に指示することは困
難であると述べたところ、同殿下は、指示は困難であ
ってしできる限り *encourage* してもらいたいと力
説した。

(7) 農業関係 3月ノ日

サ側出席者 農業水利省 サーデー次官

計 画 省 アナニ局長、ファロン

日本側出席者 I.D. ミッション 総 永 書 記 官

当方より、日本が協力しうる分野の可能性に関し照
会したところ、先方より、以前全農が来サし、農業機
具の供与と石油のバーターを提示し問題を引き起こし
た。その際若干の技術協力の提供を全農に対し求めた
が何ら返答がない。最近、砂はく協会よりも調査団が
来サしたがその後どうなったのか不明である。また、
ノ月のWPRにおいて日本政府より *Water - Saving
Agriculture* に関し説明があつたが、その後の進
展についても情報がない。サ側としては日本側の態度
が理解出来ないと述べた。

我が方より過去の経緯はあるが、日本として何等か

真剣に協力しうる分野があり得るならば教えてもらいたい旨問うたところ、先方は「*Shrimp Culture*、農業機械 (*farm mechanization*)、*In land Water fish culture*」に関し、日本より協力しうる余地があると考へている。また、WPにおいて日本側は *Water Saving Agriculture* と云う表現を使用したか、これに関し、文書をもつて説明してくれども結構であるし、又、必要とあらば、しかるべき人が来せし、文書をもつて説明してくれども結構である。」と述べた。

さらに、先方より水産高校に関する日本側の態度をたずねたので我が方の考へ方を説明したところ、先方は *Research* 分野については、英国政府が協力することにすでに決つてゐる。残つてゐる問題は水産高校の建設だけである、と述べたので、当方より水産高校の内容の重要なのが抜けてしまつた以上、若干の残りの分野と校舎の建設だけ日本が協力する可能性はより薄いと思ふ、しかし今日現在において、文部省よりは水産高校全体に関する協力が要請されており、一体この問題は、いかなるポジションにあるのかと問うたところ、アサード次官は計画省に調整してもらつたと述べ

ていた。さらに先方は今問題になっている水産高校の
みならず、ベルンヤ湾側における水産協力の可能性も
ある。又、日本は、クエートに対し、エビ養殖の協力
を行っているとも聞いており、サ側としてはこの問題
につき関心を有していると言った。(水産高校と英国
政府が行う協力との関係についてはア次官も *well-*
informed でなかったような感じであるが *Regional*
Is. School と一般的 *Research* とは別分野であると
ももらしていた。)

(8) 工業標準化 3月2日

サ側出席者 商業省 ハムデン次官
サルー消費者保護局長
計画省 アナニ局長
フアラオン

日本側出席者 ID Mission

当方より調査団の派遣と我が方の考え方を説明した
ところ、先方は、「日本に協力を求めている分野は実
験室のみであり、モデルプラント及び標準化は除外す
る。又、実験室の分野は日本側の述べた4分野である
と確認する。調査団が滞在中 *Qutub* 長官との会談は

リヤドに居る限りアレンジする。同調査団には当省以外に公共事業省(建材は同省所管)S A S O及び計画省とも協議してもらう予定である。調査団のリヤド滞在中のホテル確保については、派遣国の大使館がホテルを確保する建前になっているので日本大使館がリサーチしてもらいたい。しかし、日本大使館でも仲々取れない場合にはどれだけの意味があるか分からないがサ側政府よりもアプローチしてみる。」と述べた。

当方より次回の調査の経費は日本側が負担するか、その後のオペレーションについては全てサ側で負担すると了解してよろしきやと問うたところ、先方は言を左右にして確答を与えなかった。その点につき当方より重ねて質問をしたところ、将来の費用の問題については、まず調査団が提出するであろう*Recommendation*を検討した上で日本側とネゴに入りたいと答えた。当方よりネゴの内容を問うたところ、先方は米英とも実験室に関し関心を示しているので、それぞれとネゴを行う問題も残っていると答えた。当方よりそれではノS Oリスト(サ政府が作成したことを確認した)に書かれている*item*については日本側の専門家が協力

するだけでなく、例えば米国、英国の専門家も協力するのかと問うたところ、*item*はISOリスト以外にも多々考えられており、日本がISOリストを行う場合には、他国はその他の*item*を実験するという事となるだろうと説明した。当方より実験室においては各国の専門家が混在して協力を行う姿が予想されるのかと問うたところ、先方はそうなるかもしれないし、又日本専門家だけになるかもしれないと述べた。

先方は、詳細に関しては調査員と十分意見を交換し、その*Recommendation*を検討した上で将来のことに関しては決めたいと述べていた。

先方より実験室としては5カ所（リヤド、ジェツダ、ダンマン、ハリアハカンマール、アカバ）に設置することを考えており、ジェツダとダンマンの建物は完成し、リヤドの建物は半分出来た段階にある、建物は2階建てで完成するまでに約数ヶ月を要する、業者はサ国の建設会社が請負っている、SASOに派遣される専門家はパーマネントエンプロイーではなくアドバイザー・ステータスであると付言していた。

(9) 電気通信関係 3月2日

サ側出席者 電気通信省 サイダン次官
計画省 アナーニ局長
フアラオン

日本側出席者 I.D. Mission 徳永書記官

当方より、すでにサ側に提出済みの *Senior Advisory Group* の派遣及び教官の派遣に関するサ側の見解を質したところ、先方は、その件に関しては、未だ最終決定はなされていない。日本側の提案文書（中山ミッションが提出したもの）ではアドバイザー及びインストラクターの *job description* が良く分らない。ついては、至急より詳細なる *job description* を書いた手紙を送付してもらいたい。そして、その上でこれらの専門家を受け入れるか否かを検討したいと述べたので、かかる書簡を送る旨約束した。なお、当方より、これらの専門家の派遣の必要経費はサ側で負担してもらえる可能性があるかと問うたところ、そういう問題は当省のみで決めることは不可能で関係者と協議しなければならぬと答えた。

先方より日本側は短期の政府レベル専門家を派遣す

る制度があるのか、又、そのためには新たな *General Agreement* を結ばなければならないのかと問うたので、JICA の専門家派遣方法を説明するとともに、短期専門家に関し、*immediate request* があるのかと問うたところ、*immediate* なものはなく、将来の問題であると述べていた。

当方より *National* レベルのマスタープランは作成済みなのかと問うたところ、ITU により作業が進んでいると答えた。重ねて地域別マスタープランはいかなる状態であるかと問うたところ、マスタープランは余くのスケルトンにすぎず、そのスケルトンを *expansion* する形で地域レベルまでおろしていく考えであり、その *expansion* の作業は公開入札、あるいは随契により民間コンサルタントに委託することを考えている。それに対し、当方より日本政府が協力しうる分野があり得るのかと問うたところ、先方はそれに直接答えず、過去において電話交換機施設につき KDD の協力を得たことがあると述べた。

当方より更に将来の問題はいかんと問うたところテレグラフとテレックスに関心を有していると述べていた。

(10) 非金属探査 3月3日

リ側出席者 石油・鉱物資源省 資源次官 鉱物資源担当官 ASAD

日本側出席者 J.D. Mission

多田公使 徳永書記官

当方よりコンタクトミッションの概要、調査対象地域の選定及び鉱種予測に関する考案方を説明したところ、先方より3月中旬より同省次官、ア次官補は欧州出張するため3月27日より協議を始めるようミッションのスケジュールを変更してもらいたいと要請したので、当方より至急本国政府に連絡する旨述べた。

ミッションは滞在期間約1ヶ月の間サレーと十分協議をした上報告書を提出すると述べたところ、先方はたとえ5月頃報告書が提出されたとしても6月28日に始まる次会計年度中に予算手当をする事は困難である。したがって、日本側の *Recommendation* に沿ってプロジェクトを開始したとしても実施は1977年6月中旬(77年会計年度はその時に始まる)となる)と述べた。

当方より *Laboratory* の設置計画につき紹介したところ、先方よりジェツダにはすでに *Chemical labo*

はあり、その他 *atomic, absorption, wet analysis, Spectacle analysis* 等の器材があるが、これ等は *technical* な問題すぎて自分も良く分らないので専門家同志話し合ってもらいたい。但し、シリカサンドフェルスパーは技術的理由でジェツダでは分析が困難だと聞いていると述べた。貴方より調査圃の費用は我が方が負担するが、プロジェクトの実施についてはサ側が経費を負担する。と了解してさしつかえなきやとたまたしたところ、サ側経費負担は考えているが、現段階でははっきり述べる事が出来ない。調査圃が *Recommendation* を提出し、その後契約を作成するにあたっていかなる *item* が入るか不明であり、その段階において考えたい、いずれにしても来年のことであり、現段階でははっきりした事を述べるわけにはいないと述べた。

最後に、先方より一つはっきりしておきたい事がある、それは将来本プロジェクトを日本側に実施してもらうか否かは調査圃の報告書いかんによるものであり、調査圃の作業だけで日本との協力が終了することはあり得る点である、後なってお互いにきまずいことにな

らないうようにこの点を確認しておきたいと付言した。

(7) 水産高校 3月6日

サ側出席者 教育省 ムタバガニ 教育技術局長

計画省 Mr. Pharaon

日本側出席者 I.D. ミッション

当方より農林次官と会談した際、すでにリサーチ分野に関しては英国政府が技術協力を行うことに決まっていると伝えられたが、この点を確認したところ、サ側は英国のそれと本件水産高校は別案件であると述べ、重ねて政府レベルによる *feasibility* ミッション派遣を要請した。これに対し、当方より政府レベルのミッションの派遣は困難であり、日本側としては民間コンサルタントを斡旋する用意があると述べたところ、サ側はその考え方は受け入れる事は出来ないと述べた。当方より訓令のラインに従い長期調査員の派遣を示したところ、先方は問題外であるとの態度をとった。したがって、本件は日本との関係においては *dead issue* となった。

(12) 有償技術協力のスキームについて 3月3日

1). ダニエル在サ米大使館商務担当参事官

L.D. Mission 徳永書記官

今般米サ合同委員会 (Joint Commission) が開催され、サイモン長官以下関係各省次官あるいは次官補クラスを含む大代表団が派遣された。米国は極めて大がかりな陣容でこの問題にのぞんでいる。米サ合同委員会の構成は大體次の通りである。一番トップに Co-Chairman の形で米国財務長官及びサ国大蔵大臣がいる。その下に joint Commission があり、J.C. には Coordinator として米側は Assistant Secretary of Treasury for International Affairs とサ側よりは Turkey 大蔵次官が任命されている。その J.C. に対し米国は 15名のスタッフを有する「U.S. Representation」という組織を持っている。サ側のカウンターパートとしてはフルタイムの職員が 1名いるだけである。J.C. にはすでに manpower 部門、教育部門、農業部門及び Science & Technology 部門が設置されており、各々の部門には「monitor」と称する

職員が担当している。又、*U.S. Representation* には当大使館よりも連絡官が常駐している。

米サ間には米国財務長官及びサ国大蔵大臣より調印された経済技術協力に関する基本協定があり、その協定により、米財務省内に *Trust Fund* が設置されプロジェクト毎にサ側より送付された資金はその *Account* を通いプロジェクトと関係している関係各省に配布されている。米財務省内には *Office of the Saudi Arabian Affairs* という特別の部門が設置されており、この *Office* が窓口となって「*U.S. Representation*」と連絡を取っている。米国政府は、サ政府との間にすでに2-3の具体的プロジェクトに関し合意に達し、今度サイモン長官の訪サ中に *Statistical data gathering* 及び *Telecommunication Project* に関し *Concreat Agreement* が調印されたが、常時両国大蔵大臣間で調印されるわけではなく、*Assistant Secretary* とトルキ一次官との間で調印されることもあり得る。本件に関しては、*USAID* は殆んど関係なく米財務省が専門家のリクルート受入れ、機材の調達等の窓

口となっており、*Foreign Aid Act* によれば、*AID* は全ての外国援助に関係するが、サウジアラビアに対しては権利を譲渡した形となっている。

とに角、サウジアラビアとの有償協力は *Big Creature* と呼ぶ他はなく、米国も実際の案件を動かした経験は極めて少いので、まだわからない問題だらけである。

ターン・キイプロジェクトについては米政府が *Main Contractor* となり、建築デザイン等については、関係私企業とサブ *Contract* する形をとる場合と、米政府が *Contract* はするが、建築等実際の実施にあたっては米国の私企業をサウ政府に「紹介・斡旋」するだけの場合もある。この「紹介・斡旋」と云う事が米政府にとっていかなる責任をとらなければならないか、まことに問題であり、そのへんは今迄ある *Concrete Agreement* ではあいまいとなっている。

ただ最近一つの契約において米財務省は強硬にあいまいな表現のままにしておくことを主張したが、私（ダ参事官）はいつまでもあいまいにしておく

べきすじ合いではないと反論し、責任を米政府が
もつ旨明記させた。また、クレームの問題は一体ど
ういう場合にどのようなクレームが起りうるか
全くわからず、この問題もあいまいとなっており、
将来のことをほんとうに考えると *Nightmare* の
ような気がする。

現在米側にあるのは基本協定と案件でとの *Con-
crete Agreement* だけであり、*Trust Fund* の運
用細則あるいは責任問題及びクレーム問題等の取り
扱い振りに関しての一般基準に関する了解文書等は
少なくとも存在していると思わない。私はこの種の文
書を見たことはない。将来これらの問題につきトラ
ブルが生じた場合においては、両国政府が善意をも
って話し合いを行うというのが基本精神だと考える
以外にない。*Concrete Agreement* の作成交渉に
あたっては米政府内の法律専門家の意見を聴きなが
ら政府職員があたっている。(Agriculture に関す
る *Concrete Agreement* に関するサマリーのコピ
ーを近日中に日本大使館に送付する)

2) 有償協力のスキームについて 3月6日

モーガン米・サ合同委員会米側事務局長

マツカーサー連絡官

Iロ ミッション

イ. 米・サ間の技術協力協定は昨年2月に調印され有償協力のスキームに関し、基本的な合意が成立したか、それに基づく実務のオペレーションは既についたばかりで、米側にとつてもよく判らないことが多くある。従つて具体的な問題が起りうる時は、その都度サ側と協議し、解決してゆく以外に方法はないというのが現在の気持である。

ロ. 資金の流れについて

サ政府が中央銀行に必要資金の送付を指示すると、その資金は米フェデラル・リザーブ・バンクを通じて米財務省の特別かん定にクレジットされる。一方サ大蔵省より、モーガン代表に対し、支払権限書を送付され、それを入手次第財務省は関係機関に対しチェックを切る。プロジェクトの必要資金は全てワシントンに送られるため、現地業務費分は再びサ国中銀に返送され、モ代表が必要

に依りスイッチを切る形となる。詳細については
サ中銀と米リサーヴバンク間に銀行取極がむす
ばれている。

ハ 金利について

米財務省特別かん定に積み立てられた資金が生
む金利は、元本と共に技術協力にゆう当される。
サ側は金利レートに強い関心を有しているが、了
解上では一応 *Prevailing Rate* ということにな
っている。実際には資金の緊急度に依り、長期し
のあるいは、短期ものと分けそれぞれ金利をつ
けているが、たとえサ側が投機的なことを求めて
も、政府さい権の購入を限度とした方が望ましい
と考える。

ニ 米・サ両国政府間には、有償協力に関し、大ま
かな点のみを規定した条項を含む基本協定があり、
その他には個別プロジェクトに関する契約を結ぶ
だけで、その中間にこのスキームの運用に関する
取極はない。例えは金利の問題等は必要に依りて
書簡により合意を作っている。従って今後プロジ
ェクトが動きが始まると種々の新たな問題が出て

こよう。

ホ 契約方法について

契約方法は2種類ある。第1には米政府がメイン・コントラクターとなり、更に本国業者とサブ・コントラクトする形であり、第2は米と契約する形である。サ政府は第1の形を多くの場合望んでいる。その理由は本国政府が明確に責任をとってもらいたいからであろう。最近英国政府も有償協力を始めつつあるが、基本的には第2の方法で処理しようと努力している模様である。第2の方法における政府の責任はまことにあいまいであり何か事件が起きたら誰が責任を取るのか問題であるが、米政府は、ある契約において責任をとることにふみきってしまった。

ヘ クレーム処理について

基本協定ではこの点はく然とふれられているが、実際には何も解決されていない問題である。一体どういふ事態が将来起るのかも判らず、例えば建設工事につき問題が起きたら米国工へい隊にチェックしてもらおうとの話が出ている位である。

ト インフレ条項について

インフレのため工事経費が不足した場合のこと
についてはサ側は容易に話し合いに乗ってくれる
と思う。従って米政府が必ずんだ契約中の経費は
あくまで見積りにすぎない。

チ 事務費について

実際の経費見積りを重ねて算定する場合と、直
接経費の中の若干につき一定のパーセントをかけ
てものを事務費にする方法かとられている場合が
ある。

リ 有償協力が開始された際、サ政府は500万ドル
を財務省特別かん定に振り込んだが、その中3.5
百万ドルをかけ、合同委員会米側事務所を設置し
た。

ヌ 有償協力は全く新たな援助方法で米・サ両国と
も判らないことだらけであり、以上の諸点につき
問題があれば協力精神に則って話し合いで解決す
ることとなる。

ル 米側も日本の技術協力に関し強い関心を有して
おり、日本政府調査団が来サする際には、ぜひ意

見交換を行いたいののでよろしく配慮方願いたい。

3) 有償協力のスキームについて 3月6日

計画省 アナニ局長

I. D ミッション

アナニ計画省局長と本件の今後の取り運び方につき *NON-Committal Basis* で意見交換を行った際、ア局長は私見であるかと前置した上要旨次のとおり語った。

イ. 米・サ技術協力協定には有償協力スキームに関する条項が入っているが、日・サ間の協定にはかかる条項がない。然しそれがなくても必要な際に必要経費を日本側に送付すれば事足りると考えていたが、有償協力を進めるため日本側が必要というならば早急に何等かの取極めを作ることも止むをえない。

ロ. サ側としては、同取極めが余り大げさな形となると日時を要するので(日・サ技術協力協定の事例をあげた)、概括的なガイドラインの設定という程度のものでは如何であろうか。例えば「有償により協力を行う」「必要資金は日本の特定かん定

に「取り込む」等々、3の項目ともしり込む程度で
しゅう分と考える（当方よりたとえガイド・ライ
ンを設定する場合でも、その簡たんかつ短いもの
ではないだろうと説明しおいた）。

ハ、いす水にしても、この種の問題は大臣の意向を
がようさぬばならないが、そのためには日本側よ
り具体的な提案を至急知らしてもらえると検討の
ベースが得られると考える。

ニ、有償協力の方法に関し、米国がサ尉より得てい
る条件がそのまま日本に適用されるとは限らない。
さ水は国と国との関係も反えいしているのでふく
ざつな問題である。

(13) タンキー方式の契約について 3月ノ日

サ側出席者 計画省 Farouk Anani 局長

日本側出席者 I.D. ミッション

当方より、タンキー方式で協力と行う場合いかなる
形の契約が結ばれるのか問うたところ、先方は次のと
おり説明した。

「案件によつて若干のヴァリエーションがあるが、
多くの場合えつの形がとられている。第1の方式は、

サ政府と外国政府が *main contract* を結びその *main contract* に基づき当該外国政府が *Consultant* あるいは建築会社とサブコントラクトを結ぶ形である。第2の方式は、サ政府と、外国政府との間で了解は行なうが、*Consultant* あるいは建築会社とはサ政府が直接契約を結ぶ形である。しかしその場合において、当該外国政府はその案件が完了するまで *inspection* している責任がある。サ政府としては第1の方式がより望ましいと、考えている。

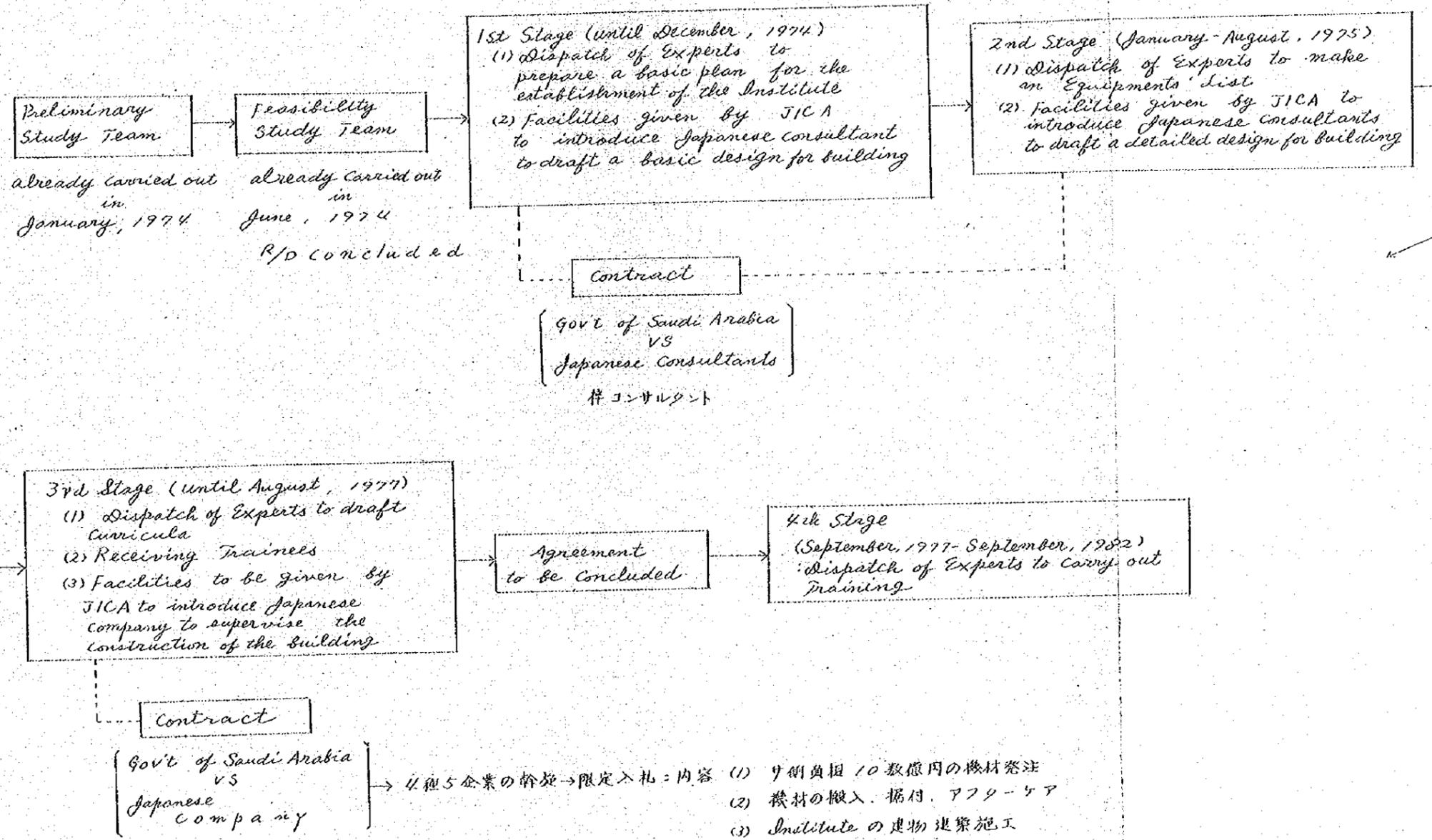
これに対し、もし日本側が第1の方式を行なう場合には日本側の当事者は日本政府ではなく、JICA となるうと述べておいた。

(附表)

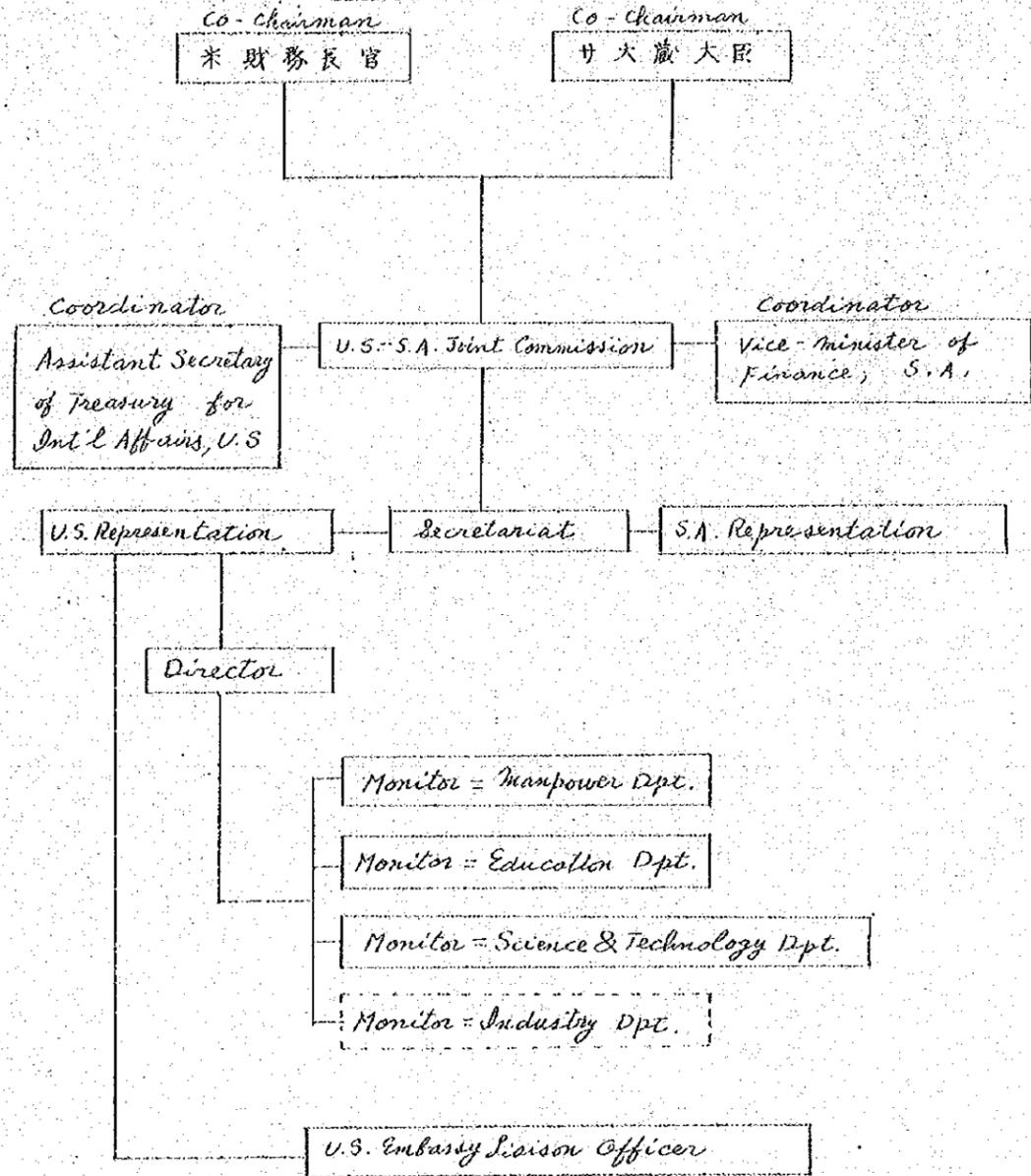
*Suitable Areas of Japan's Technical Cooperative
at the present stage*

1. Telecommunication
2. Electric Power Supply.
3. Non-Metallic Minerals.
4. Vocational Training
5. Electronics
6. Standardization
7. Photo Mapping.
8. Water-Saving Agriculture.
9. Fishery and Food processing Technology.
10. To offer fellowship in various sectors.

Riyadh Electronics Training Institute



Organizational Chart



Money Flow

